

# 会員登録に関する規程

(目的)

## 第 1 条

この規程は、群馬県スカイランニング協会(以下「当会」という)の会員登録に関して必要な事項を定めるものである。

(入会等の手続き)

## 第 2 条

当会への入会は公式ホームページの登録フォームより事務局へ入会申請をする。理事の承認後、第5条・第6条に定める入会金と会費の納入を確認した上で、会員の資格を得るものとする。

(会員の種別)

## 第 3 条

1. 会員の種別は次の通りとする。

(1) 個人会員

(2) 団体会員

(3) ユース会員 (24 歳未満)

(4) ジュニア会員(18 歳未満)

2. 団体会員とは当会に正加盟するクラブチームに所属する当会の会員である。

3. ジュニア会員は準会員とし、議決権を有しない。

※「群馬県スカイランニング協会」会員は「日本スカイランニング協会」の会員となります。

(名簿への登録)

## 第 4 条

1. 入会を認められた会員は、本協会の会員名簿に登録される。会員名簿は本協会の事務局で保管する。

2. ジュニア及びユース会員は当該年度の満年齢により区分される。

(入会金)

## 第 5 条

1. 定款第 7 条に定める入会金は、以下のとおりとする。

(1) 個人会員 4000 円

(2) 団体会員 4000 円

(3) ユース会員 2000 円

(4) ジュニア会員 2000 円

2. 過去に退会届を提出し退会した会員が再入会を希望する場合は、入会金の納入を免除する。

※JSA 登録者である場合も同様に免除することとする

(年会費)

第 6 条

定款第 7 条に定める年会費は、以下のとおりとする。

- |            |        |
|------------|--------|
| (1) 個人会員   | 6000 円 |
| (2) 団体会員   | 5000 円 |
| (3) ユース会員  | 2000 円 |
| (4) ジュニア会員 | 0 円    |

(会費の納入期日)

第 7 条

1. 当会の会員は、その事業年度の会費を所定の方法により、5 月末日までに納入しなければならない
2. 新規会員は、入会申請の期日から 1 カ月以内に入会金及び会費を納入しなければならない

(会費の用途)

第 8 条

第 5 条の入会金及び第 6 条の会費は、当該年度の法人会計事業に使用する

(退会)

第 9 条

1. 会員が退会しようとするときには、退会届を事務局まで提出しなければならない
2. 退会の申し出がない限りは、会員登録は年度更新時、自動的に継続となる

(補則)

第 10 条

この規程に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、理事会が別に定める

(改廃)

第 11 条

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う

(附則)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する